



弁護士 岸田鑑彦  
狩野・岡・向井法律事務所

## Vol.11

### ★ 女子アナになりたい

1 アナウンサーとして入社が内定していた現役女子大生が、ホステスのバイトを理由に内定を取り消され、そのテレビ局を訴えるという記事を目にしました。

記事を読んだ限りですが、実名を公表し、来春から実際にアナウンサーとして働くことを求めているようです。何やらものものしい雰囲気です。

私も、内定取り消しについて顧問先から相談を受けることはありますが、訴訟に発展したケースはありません。

特に今回のように雇用契約上の権利を有する地位にあることを確認し、実際に働かせてほしいと求めるのはかなりレアケースです。

リーマンショック時にも、採用内定の取り消しが社会問題になりましたが、その時はほとんどが慰謝料請求でした。やはり一度内定を取り消され、揉めた会社に長く勤められるほど意志の強い人はいません。

しかし、今回は「女子アナ」です。誰もがなれる職業ではありません。「女子アナになりたい」その想いがどのような結末をむかえるのか注目されます。

前置きが長くなりましたが今回は、そんな内定について取り上げてみたいと思います。

#### 2 内定の意味は様々

ひとくくりに内定といっても、意味は一義的ではありません。各企業の取り扱いによって異なります。

最高裁判決も「採用内定の制度は、従来わが国において広くおこなわれているところであるが、その実態は多様であるため」、「採用内定の法的性質を判断するにあたっては、当該企業の当該年度における採用内定の事実関係に即して検討する必要がある」といっています（大日本印刷事件・最高裁昭和54年7月20日。以下、「同判決」といいます）。

同判決は、採用内定通知と学生からの誓約書の提出とがあいまって、就労の始期の定めがあり、かつ誓約書記載の5項目の採用内定取消事由に基づく解約権を留保した労働契約が成立していると認定しました。

すなわち内定は、法的に「始期付解約権留保付労働契約」であると判断したのです。

ちなみに記事によると、女子大生は、平成25年9月12日に内定通知をもらい、誓約書を提出しているようです。上記の意味での内定ということになろうかと思います。

ただ注意していただきたいのは、内定の意味は一義的ではないということです。内定という言葉は使っていても、実はまだ内定に至っていないこともあります。特に中途採用の場合は、新卒採用のように丁寧な手続きを踏まないケースもあり、トラブルが発生した時点ですでに内定なのかそうでないのかの判断をまず慎重に行う必要があります。

#### 3 内定取り消しは簡単にはできない

条件付きとはいえ労働契約が締結された状態である以上、内定の取り消しは、労働契約

を一方的に終了させることを意味します。

一度締結した労働契約を一方的に解消することが難しいのは内定取り消しの場合も同じです。

同判決は、「大学新規卒業予定者で、いったん特定の企業との間に採用内定の関係に入った者は、このように解約権留保付きであるとはいえ、卒業後の就労を期して、他企業への就職の機会と可能性を放棄するのが通例であるから」、「採用内定者の地位は、一定の試用期間を付して雇用契約に入った者の試用期間中の地位と基本的に異なるところはない」といっています。

すなわち、採用内定者について、試用期間中の社員と同じように保護すべきだと考えているわけです。

では、どういう場合に内定取り消しが許されるかですが、同判決は、「採用内定当時知ることができず、また知ることが期待できないような事実であって、これを理由として採用内定を取消すことが解約権留保の趣旨・目的に照らして客観的に合理的と認められ社会通念上相当として是認することができるものに限られる」と言っています。

「客観的に合理的」、「社会通念上相当」という表現は解雇権濫用法理の言い回しと同じです。簡単に内定取り消しができないことが分かると思います。

ちなみに記事によると、テレビ局が、女子大生のアルバイトの事実を知ったのは平成26年3月のようです。一応、内定より後に事実が発覚したことになります。

やはり争点は、過去にホステスとしてアルバイトをしていたことが、内定取り消しの理由として認められるかどうかです。

この点は、双方の言い分が真っ向から対立するところでしょう。アナウンサーという職業に対してテレビ局が求める姿とアナウンサーに対する視聴者や社会の認識それぞれの立場からの主張があり得るところです。以前とは異なり、キャバクラ等で気軽にアルバイトをする女子大生が多いこともまた事実です。

このあたりは、時代にも影響されるように思います。仮に判決になった場合、裁判所がこの点をどのように判断するのか興味深いところです。

また、アルバイトの事実をテレビ局に申告しなかったことが、内定取消事由に該当する虚偽申告にあたるかどうか、仮にあたるとしても、そのことのみをもって雇用契約を解消せざるを得ないほど信頼関係が破壊されたといえるのかといったあたりも争点になると思われます。

#### 4 内定取り消しが違法だと判断されたら

来年4月1日から社員としての地位が認められることになります。

職種が「アナウンサー」に限定されていれば、入社が認められた以上、アナウンサーとしての仕事に就くことができると思うが、職種が「アナウンサー」に限定されておらず、他の業務も行うことが予定されていれば、仮に入社したとしても、直ちにアナウンサーの仕事に就ける保障はありません。

訴訟はまだ始まったばかりのことですが、今後どのような展開になり、どのような決着となるのか注目したいと思います。